

諮問日：平成29年2月23日（平成28年度（最個）諮問第1号）

答申日：平成29年5月25日（平成29年度（最個）答申第1号）

件名：異議申立書に記録された保有個人情報の開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

平成28年12月15日付けの特定の文書において苦情申出人が行ったとされる苦情の申出に係る保有個人情報（保有個人情報の開示に関する苦情の申出書）の原本及び平成28年11月14日付け苦情申出人が裁判所に対して行った異議申立書原本に記録された苦情申出人に係る保有個人情報の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、平成28年11月14日付けの「異議申立書」と題する書面（以下「本件異議申立書」という。）に記録された苦情申出人に係る保有個人情報を開示対象とし、これを開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年1月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

居所の確認が取れていない。保有個人情報開示手続に違法があり、開示は無効である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件の経緯は、次のとおりである。

苦情申出人は、平成28年9月29日付けで、釧路地方裁判所に対して保有個人情報開示の申出をし、釧路地方裁判所長は、同年10月26日付けで、こ

の申出について一部開示の判断をした。

苦情申出人は、上記の判断について、同年11月14日付けで、釧路地方裁判所に対して本件異議申立書を提出した。

釧路地方裁判所は、同月15日、本件異議申立書を苦情の申出として扱うのが相当と考えて、これを最高裁判所に回送し、最高裁判所事務総長は、同年12月14日、本件異議申立書に係る苦情の申出について、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問した。

- 2 本件開示申出に係る平成28年12月15日付けの特定の文書は、本件異議申立書に係る苦情の申出について、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問がされたことを通知した文書であるから、同日付けの特定の文書において苦情申出人が行ったとされる苦情の申出とは、本件異議申立書に係る苦情の申出をいうと考えられる。

したがって、本件異議申立書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報を開示対象とし、これを開示した原判断は、相当である。

なお、苦情申出人は、原判断において居所の確認が取れていない旨を主張するが、原判断に先立つ本人確認は適切にされており、上記主張は、原判断の相当性を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月21日 審議
- ④ 同年5月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の説明する本件の経緯によれば、平成28年12月15日付けの特定の文書において苦情申出人が行ったとされる苦情の申出に係る保

有個人情報（保有個人情報の開示に関する苦情の申出書）とは，本件異議申立書をいうものと認められるから，本件異議申立書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報を開示対象とし，これを開示した原判断は，妥当である。

なお，苦情申出人は居所の確認が行われていないと主張するが，平成27年4月6日付け事務総長通達「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱の実施の細目について」記第2の1の(4)のウによれば，開示申出人本人が開示申出書を郵便等で送付する方法により開示の申出がされる場合には，同アに定める本人確認書類のいずれかを複写機により複写したものに加えて，住民票の写しの提出を受けるものとされているところ，当委員会庶務を通じて確認させた結果によれば，本件開示申出は，開示申出書を郵送する方法によってされており，最高裁判所は，開示申出書とともに郵送された本人確認書類に加えて，その後の補正により住民票の写しの提出を受けたことが認められる上，苦情申出人が本件開示申出に係る手続において最高裁判所から郵送された文書を受領していることは明らかである。よって，苦情申出人の主張する事情は本件の判断に影響するものではない。

- 2 以上のとおりであるから，本件異議申立書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報を開示対象とし，これを開示した原判断は，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人